

ウォーターサーバーレンタル及び「サニクリーンの天然水」定期配送サービス基本契約条項

株式会社サニクリーン中国(以下「当社」という。)は、以下の条項に従い、当契約申し込み者(以下「お客様」という。)に対して、ウォーターサーバーのレンタル及び「サニクリーンの天然水」の定期配送サービスを提供します。

第 1 条 (ウォーターサーバーレンタル及びサニクリーンの天然水定期配送サービス)

ウォーターサーバーレンタル及び「サニクリーンの天然水」(以下「天然水」という。)定期配送サービス(以下併せて「当サービス」という。)は、当社がウォーターサーバーをお客様に貸与し、天然水を定期的にお届けするサービスのことをいいます。

第 2 条 (契約の成立)

当契約基本契約条項に同意したうえで、お客様が申し込みを行い、当社が「ウォーターサーバーレンタル及び「サニクリーンの天然水」定期配送サービス契約書」のお客様控えを交付した日をもって、当社とお客様との間に契約が成立します。

第 3 条 (契約期間)

当サービスの開始はウォーターサーバーの初回受け取り日とし、期間は当サービスの開始から 1 年間とします。お客様が、契約期間満了により当サービスの終了を希望される場合、期間満了日の 1 カ月前までに当社へ通知するものとします。お客様から当該通知がない場合は、期間満了日の翌日から起算して 1 年間、同一条件にて継続するものとし、以後も同様とします。

第 4 条 (利用料金の変更)

利用料金は当契約書に記載されたとおりですが、契約期間中に、お客様の申し出によりウォーターサーバーのレンタル台数の変更や天然水のお届け間隔や本数に変更になるなど、契約内容に変更があった場合、変更内容に準じた利用料金をお支払いただきます。

第 5 条 (ウォーターサーバー)

- 1 ウォーターサーバーは宅配便によりお届けいたしますので、付属の取り扱い説明書に従ってお客様が設置するものとします。但し、製品の在庫状況によっては、当社担当者がお届けする場合があります。
- 2 お客様の責によらないウォーターサーバーの故障については、当社が無償で修理または交換いたします。
- 3 お客様は、ウォーターサーバーの使用に際し、マニュアルに従いボトル交換時の受け部清掃と定期的な蛇口部清掃をするものとします。
- 4 当社が実施するウォーターサーバーの 4 週 1 回のメンテナンスは、事前にご案内する当社訪問日に沿って実施します。訪問日にご不在の場合やお客様ご自身でメンテナンスを希望される場合は、お手入れウエットシートをお届けしますのでメンテナンスをお願いします。

第 6 条 (ウォーターサーバーの解約負担金)

お客様の都合により当サービスを解約される場合、当サービスの開始日から 1 年以内の解約の場合、解約負担金としてウォーターサーバー 1 台あたり 10,000 円 (税別) をお支払いただきます。

第7条（配送）

- 1 当契約書の納品先住所がウォーターサーバーと天然水(以下併せて「商品」という。)の配送先となります。
- 2 商品の配送は当社指定の配送業者が行います。配送業者の指定は承りません。
- 3 事前にご連絡なくお客様のご都合により配送後の商品をお受取りいただけなかった場合、返送手数料としてウォーターサーバー 1 台あたり 5,000 円（税別）、天然水は 1 セットあたり 1,000 円（税別）をお支払いいただきます。
- 4 天候や配送業者の配送事情等により、ご指定の日時に配送できない場合がございます。
- 5 納品先住所の変更は、お客様が当社へ変更を通知し、当社がこれを承諾した時点で変更いたします。

第8条（免責）

- 1 当社が当サービスを提供出来なかったことが、以下のいずれかの事情によるときは、当社はおお客様に対しその履行責任および損害賠償責任を免れます。
 - (1)天災地変等の災害を被ったとき
 - (2)法令の制定、改廃、行政指導のあったとき
 - (3)本サービスの運営が困難となる重大な事由が生じたとき
 - (4)その他前各号に準じる事由が生じたとき
2. 前項の事情が解消される見込みがない場合、当社は当サービスの契約を解除することができます。

第9条（通知義務）

ウォーターサーバーが故障により使用不能になった場合やその他異常が発生した場合、及び天然水に異常が発生した場合、お客様は使用を中止し直ちに当社に対してその旨を通知するものとします。

使用中及び通知を怠った場合に発生した損害について当社は一切責任を負わないものとします。

第10条（遵守事項）

お客様は本サービスのご利用にあたり、以下の事項を遵守いただきます。

- ・本商品のボトルに記載された賞味期限内に消費すること。
- ・ウォーターサーバーを付属の説明書およびマニュアルに従って取り扱うこと。
- ・ウォーターサーバーに他社のボトルを接続しないこと。
- ・ウォーターサーバーの所有権は当社に帰属するものとし、第三者に対して譲渡や転貸しないこと。
- ・第三者に対して、契約上の地位を譲渡しないこと。
- ・ウォーターサーバーについて改造、加工等しないこと。
- ・当社へ通知が無くウォーターサーバーを、契約先住所以外に設置しないこと。
- ・その他、当社が指定した禁止行為をしないこと。

第11条（損害賠償）

1. お客様が本契約各条項に定める事項に反して当サービスを利用したことにより生じた損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。
2. お客様の責に帰すべき事由によりウォーターサーバーを破損、紛失、放置または廃棄、転売したときは、ウォーターサーバー1 台あたり 40,000 円（税別）をお支払いいただくことがございます。また、当サ

ービスの契約解除後においても当社へウォーターサーバーを返却いただけないときは、40,000 円（税別）を申し受けます。

第 12 条（契約解除）

当社は、お客様が次の各号に該当するときは、ウォーターサーバーレンタル及び「サニクリーンの天然水」定期配送サービス契約を解除することができるものとし、その場合、お客様には、その時点までの利用料金を直ちにお支払いただきます。

- 1 利用料金のお支払をいただけない状態が 60 日以上解消されない場合。
- 2 その他、本契約に違反する行為があり、催告したにもかかわらず改善されない場合。

第 13 条（利用料金改定）

当社は、社会情勢の急激な変化等により本サービスの利用料金の改定が必要になった場合、お客様へ事前に通知することで改定することができます。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

- 1 お客様及び当社は、本契約時において、自己(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力という」)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。
- 2 お客様又は当社は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、何ら催告することなく、本契約を解除することができます。

第 15 条（専属的合意管轄）

本契約に関して紛争が生じたときには、訴額に応じ当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（信義則）

本契約に定めた事項に関する疑義が生じたとき、又は本契約に記載なき事項については、別途協議のうえ、解決するものとします。

以上